

兵庫県公報

平成28年10月25日 火曜日 第 2844 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 農村地域工業等導入基本計画の変更（新産業課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 国土調査の成果の認証（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	3
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	4
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	4
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	6
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	13
教育委員会公告	
○ 入札公告（兵庫県立香住高等学校）	13

告 示

兵庫県告示第906号

農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）第4条第1項の規定により定めた農村地域工業等導入基本計画（平成9年兵庫県告示第1562号）を変更したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称
兵庫県農村地域工業等導入基本計画
- 2 縦覧場所
兵庫県産業労働部新産業課産業立地室
- 3 縦覧期間
平成28年10月25日から同年11月8日まで
- 4 主な変更内容
農村地域工業等導入基本計画の対象区域の変更（西脇市、三木市、加東市、小野市、加西市、赤穂市、相生市、たつの市、加古郡稲美町、神崎郡福崎町、赤穂郡上郡町及び揖保郡太子町の区域の全域を対象に追加する。）

~~~~~

### 兵庫県告示第907号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年10月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対

して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 事 業 名      | 地 区 名 | 縦覧の期間                        | 縦覧の場所 |
|------------|-------|------------------------------|-------|
| 農村地域防災減災事業 | 田中奥地区 | 平成28年10月25日から<br>同 年11月14日まで | 丹波市役所 |



**兵庫県告示第908号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
平成26年6月から平成28年1月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市大野の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
西脇市大野の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年10月12日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
川辺郡猪名川町
- (2) 調査を行った期間  
平成14年7月から平成28年4月まで
- (3) 成果の名称  
猪名川町上阿古谷の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
川辺郡猪名川町上阿古谷の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年10月12日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間  
平成25年10月から平成28年2月まで
- (3) 成果の名称  
丹波市大字氷上町三原の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
丹波市氷上町三原の一部
- (5) 認証年月日  
平成28年10月12日



**兵庫県告示第909号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のと

おり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年8月15日から平成29年1月22日まで
- 3 作業地域  
豊岡市福田地内



**兵庫県告示第910号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年7月21日から同年11月17日まで
- 3 作業地域  
豊岡市日高町十戸地内



**兵庫県告示第911号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級、3級及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成28年9月7日から平成29年3月27日まで
- 3 作業地域  
美方郡新温泉町三谷地内ほか（大庭地区）



**兵庫県告示第912号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日  
組 合 の 名 称 稲美町国安土地区画整理組合  
事務所の所在地 加古郡稲美町国安1150番地の1  
設立認可の年月日 平成13年8月24日
- 2 事業計画の変更の内容  
事業施行期間  
変更前 平成13年9月11日から平成30年3月31日まで  
変更後 平成13年9月11日から平成32年3月31日まで
- 3 変更認可の年月日

平成28年10月13日

公 告

**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号   | 有効期限       | 使用者の住所 | 交付県民局 | 紛失年月    |
|----|---------|------------|--------|-------|---------|
| 農業 | A290768 | 平成29年5月26日 | 南あわじ市  | 淡路県民局 | 平成28年5月 |



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

| 物件番号 | 所在地               | 面積 (㎡)   | 地目 | 予定価格 (千円) | 入札保証金 (千円) |
|------|-------------------|----------|----|-----------|------------|
| サ    | 加西市段下町字開キ606番14ほか | 1,038.60 | 宅地 | 18,500    | 1,850      |
| シ    | 明石市魚住町西岡字池ノ内842番4 | 811.88   | 宅地 | 36,373    | 3,638      |

- 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者  
 なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。  
 ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  
 イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者  
 ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
 エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (11) 日本語を完全に理解できない者
- (12) 兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン並びにヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾しない、又は遵守できない者
- (13) 公有財産の買受けについて一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

### 3 入札参加申込み

#### (1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、あらかじめヤフー株式会社が提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により参加の仮申込みの手続を行うこと。

#### (2) 申込手続

一般競争入札の申込手続は、(1)により参加の仮申込手続を完了した後、(3)で掲げる受付期間内に所定の申込書により兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班に一般競争入札への参加を申し込むものとする。  
なお、申込みに当たっては、入札保証金を納付しなければならない。

#### (3) 受付期間

平成28年10月25日（火）から同年11月10日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、平成28年10月25日（火）にあつては午後1時からとする。

郵送等の場合は、平成28年11月10日（木）消印有効とする。

### 4 入札説明書（兵庫県インターネット公有財産売却ガイドライン）及び契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話（078）341-7711 内線2550・2655

### 5 入札期間、場所及び開札日時

#### (1) 入札期間

平成28年11月25日（金）午後1時から同年12月2日（金）午後1時まで

#### (2) 入札場所

公有財産売却システム上

#### (3) 開札日時

平成28年12月2日（金）午後1時経過後直ちに行う。

### 6 入札方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する（郵送による入札書の提出は認めない）。  
なお、この登録は1回に限り行うことができる。

### 7 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上で1の表中に掲げる額とする。

(2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

### 8 入札に関する条件

(1) 公有財産売却システムにより入札価格を所定の日時まで登録していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

### 9 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 10 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班  
電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指定の区域              | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|--------------------|---------------------|
| 安浦(2) I-2<br>(106010224) | 洲本市安乎町平安浦（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 浜(1) I-2<br>(106010225)  | 洲本市安乎町平安浦（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1及び2は省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月2日から同月16日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

(3) 提出期限

平成28年11月16日まで（当日消印有効）

(4) 意見の要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月16日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

安浦(2) I (106010097) の項中別図122、浜(1) I (106010098) の項中別図123、宮野原(7) II (106010110) の項中別図135、安浦(1) II (106010118) の項中別図143、安坂北谷 I (206010032) の項中別図194を改める。  
（これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

平成28年11月2日から同月16日まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館

4 意見書に関する事項

- (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
- (3) 提出期限  
平成28年11月16日まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月16日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧**

平成26年兵庫県告示第966号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 改正しようとする区域の案  
北谷(2) (106020127) の項中別図6、安坂(1) (206020021) の項中別図213を改める。  
(これらの図面は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成28年11月2日から同月16日まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5
  - (3) 提出期限  
平成28年11月16日まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年1月16日までに、3に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地、建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                      | 指定の区域                 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|--------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------------|
| 北谷 I<br>(106010094)      | 洲本市安乎町北谷 (別図 1 のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図 1 のとおり                     |
| 安浦(1) I<br>(106010096)   | 洲本市安乎町平安浦 (別図 2 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 2 のとおり                     |
| 安浦(2) I<br>(106010097)   | 洲本市安乎町平安浦 (別図 3 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 3 のとおり                     |
| 浜(1) I<br>(106010098)    | 洲本市安乎町平安浦 (別図 4 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 4 のとおり                     |
| 浜(2) I<br>(106010099)    | 洲本市安乎町平安浦 (別図 5 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 5 のとおり                     |
| 山田原(1) II<br>(106010100) | 洲本市安乎町山田原 (別図 6 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 6 のとおり                     |
| 山田原(2) II<br>(106010101) | 洲本市安乎町山田原 (別図 7 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 7 のとおり                     |
| 山田原(3) II<br>(106010102) | 洲本市安乎町山田原 (別図 8 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 8 のとおり                     |
| 山田原(4) II<br>(106010103) | 洲本市安乎町山田原 (別図 9 のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図 9 のとおり                     |
| 宮野原(1) II<br>(106010104) | 洲本市安乎町宮野原 (別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 宮野原(2) II<br>(106010105) | 洲本市安乎町宮野原 (別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図11のとおり                      |
| 宮野原(3) II<br>(106010106) | 洲本市安乎町宮野原 (別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図12のとおり                      |
| 宮野原(4) II<br>(106010107) | 洲本市安乎町宮野原 (別図13のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図13のとおり                      |
| 宮野原(5) II<br>(106010108) | 洲本市安乎町宮野原 (別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図14のとおり                      |
| 宮野原(6) II<br>(106010109) | 洲本市安乎町宮野原 (別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図15のとおり                      |
| 宮野原(7) II<br>(106010110) | 洲本市安乎町宮野原 (別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             | 別図16のとおり                      |
| 北谷(1) II<br>(106010111)  | 洲本市安乎町北谷 (別図17のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図17のとおり                      |
| 北谷(2) II<br>(106010112)  | 洲本市安乎町北谷 (別図18のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             | 別図18のとおり                      |

|                        |                      |         |          |
|------------------------|----------------------|---------|----------|
| 古宮(1)Ⅱ<br>(106010113)  | 洲本市安乎町古宮(別図19のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図19のとおり |
| 古宮(2)Ⅱ<br>(106010114)  | 洲本市安乎町古宮(別図20のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図20のとおり |
| 古宮(3)Ⅱ<br>(106010115)  | 洲本市安乎町古宮(別図21のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図21のとおり |
| 中田(1)Ⅱ<br>(106010116)  | 洲本市安乎町中田(別図22のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図22のとおり |
| 安浦(1)Ⅱ<br>(106010118)  | 洲本市安乎町平安浦(別図23のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図23のとおり |
| 安浦(3)Ⅱ<br>(106010120)  | 洲本市安乎町平安浦(別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図24のとおり |
| 安浦(4)Ⅱ<br>(106010121)  | 洲本市安乎町平安浦(別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図25のとおり |
| 安浦(1)Ⅲ<br>(106010132)  | 洲本市安乎町平安浦(別図26のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図26のとおり |
| 安浦(4)Ⅲ<br>(106010135)  | 洲本市安乎町平安浦(別図27のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図27のとおり |
| 厚浜(2)Ⅰ<br>(106010142)  | 洲本市中川原町厚浜(別図28のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図28のとおり |
| 厚浜(1)Ⅱ<br>(106010144)  | 洲本市中川原町厚浜(別図29のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図29のとおり |
| 厚浜(2)Ⅱ<br>(106010145)  | 洲本市中川原町厚浜(別図30のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図30のとおり |
| 厚浜(4)Ⅱ<br>(106010147)  | 洲本市中川原町厚浜(別図31のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図31のとおり |
| 厚浜(5)Ⅱ<br>(106010148)  | 洲本市中川原町厚浜(別図32のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図32のとおり |
| 厚浜(6)Ⅱ<br>(106010149)  | 洲本市中川原町厚浜(別図33のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図33のとおり |
| 中川原(1)Ⅱ<br>(106010150) | 洲本市中川原町中川原(別図34のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図34のとおり |
| 中川原(3)Ⅱ<br>(106010152) | 洲本市中川原町中川原(別図35のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図35のとおり |
| 中川原(4)Ⅱ<br>(106010153) | 洲本市中川原町中川原(別図36のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図36のとおり |
| 三木田(2)Ⅱ<br>(106010155) | 洲本市中川原町三木田(別図37のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図37のとおり |

|                       |                      |         |          |
|-----------------------|----------------------|---------|----------|
| 厚浜(3)Ⅲ<br>(106010159) | 洲本市中川原町厚浜(別図38のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図38のとおり |
| 山田原(1)<br>(106020122) | 洲本市安乎町山田原(別図39のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図39のとおり |
| 山田原(2)<br>(106020123) | 洲本市安乎町山田原(別図40のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図40のとおり |
| 宮野原(1)<br>(106020124) | 洲本市安乎町宮野原(別図41のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図41のとおり |
| 宮野原(2)<br>(106020125) | 洲本市安乎町宮野原(別図42のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図42のとおり |
| 北谷(1)<br>(106020126)  | 洲本市安乎町北谷(別図43のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図43のとおり |
| 北谷(2)<br>(106020127)  | 洲本市安乎町北谷(別図44のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図44のとおり |
| 北谷(3)<br>(106020128)  | 洲本市安乎町北谷(別図45のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図45のとおり |
| 古宮(3)<br>(106020131)  | 洲本市安乎町古宮(別図46のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図46のとおり |
| 古宮(4)<br>(106020132)  | 洲本市安乎町古宮(別図47のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図47のとおり |
| 中田(1)<br>(106020133)  | 洲本市安乎町中田(別図48のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図48のとおり |
| 中田(2)<br>(106020134)  | 洲本市安乎町中田(別図49のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図49のとおり |
| 平安浦(1)<br>(106020136) | 洲本市安乎町平安浦(別図50のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図50のとおり |
| 平安浦(2)<br>(106020137) | 洲本市安乎町平安浦(別図51のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図51のとおり |
| 平安浦(3)<br>(106020138) | 洲本市安乎町平安浦(別図52のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図52のとおり |
| 平安浦(4)<br>(106020139) | 洲本市安乎町平安浦(別図53のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図53のとおり |
| 二ツ石(1)<br>(106020140) | 洲本市中川原町二ツ石(別図54のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図54のとおり |
| 二ツ石(2)<br>(106020141) | 洲本市中川原町二ツ石(別図55のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図55のとおり |
| 二ツ石(4)<br>(106020143) | 洲本市中川原町二ツ石(別図56のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図56のとおり |

|                        |                       |         |          |
|------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 安坂(1)<br>(106020144)   | 洲本市中川原町安坂 (別図57のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図57のとおり |
| 安坂(3)<br>(106020146)   | 洲本市中川原町安坂 (別図58のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図58のとおり |
| 安坂(4)<br>(106020147)   | 洲本市中川原町安坂 (別図59のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図59のとおり |
| 市原(1)<br>(106020149)   | 洲本市中川原町市原 (別図60のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図60のとおり |
| 市原(2)<br>(106020150)   | 洲本市中川原町市原 (別図61のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図61のとおり |
| 市原(3)<br>(106020151)   | 洲本市中川原町市原 (別図62のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図62のとおり |
| 中川原(1)<br>(106020153)  | 洲本市中川原町中川原 (別図63のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図63のとおり |
| 中川原(2)<br>(106020154)  | 洲本市中川原町中川原 (別図64のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図64のとおり |
| 中川原(3)<br>(106020155)  | 洲本市中川原町中川原 (別図65のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図65のとおり |
| 中川原(4)<br>(106020156)  | 洲本市中川原町中川原 (別図66のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図66のとおり |
| 厚浜(1)<br>(106020157)   | 洲本市中川原町厚浜 (別図67のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図67のとおり |
| 厚浜(2)<br>(106020158)   | 洲本市中川原町厚浜 (別図68のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図68のとおり |
| 厚浜(3)<br>(106020159)   | 洲本市中川原町厚浜 (別図69のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図69のとおり |
| 厚浜(5)<br>(106020161)   | 洲本市中川原町厚浜 (別図70のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図70のとおり |
| 三木田(2)<br>(106020163)  | 洲本市中川原町三木田 (別図71のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図71のとおり |
| 三木田(4)<br>(106020165)  | 洲本市中川原町三木田 (別図72のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図72のとおり |
| 中田川 I<br>(206010026)   | 洲本市安乎町中田 (別図73のとおり)   | 土石流     | 別図73のとおり |
| 山田原谷 II<br>(206010029) | 洲本市安乎町山田原 (別図74のとおり)  | 土石流     | 別図74のとおり |
| 安坂北谷 I<br>(206010032)  | 洲本市中川原町安坂 (別図75のとおり)  | 土石流     | 別図75のとおり |

|                       |                       |     |          |
|-----------------------|-----------------------|-----|----------|
| 北谷(1)<br>(206020018)  | 洲本市安乎町北谷 (別図76のとおり)   | 土石流 | 別図76のとおり |
| 古宮(1)<br>(206020019)  | 洲本市安乎町古宮 (別図77のとおり)   | 土石流 | 別図77のとおり |
| 中田(1)<br>(206020020)  | 洲本市安乎町中田 (別図78のとおり)   | 土石流 | 別図78のとおり |
| 安坂(1)<br>(206020021)  | 洲本市中川原町安坂 (別図79のとおり)  | 土石流 | 別図79のとおり |
| 中川原(1)<br>(206020022) | 洲本市中川原町中川原 (別図80のとおり) | 土石流 | 別図80のとおり |

(別図 1 から別図80までは省略し、これらの図面は 3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成28年11月 2 日から同月16日まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所、洲本市役所、安乎公民館及び中川原公民館

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県淡路県民局 洲本土木事務所 河川砂防課  
〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5

(3) 提出期限

平成28年11月16日まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する県の考え方は、平成29年 1 月16日までに、3 に記載する場所における閲覧及び県ホームページへの掲載により公表する。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ゴダイドラッグ湯村店  
所在地 美方郡新温泉町井土字米持前19ほか

2 同法第 8 条第 1 項の規定により新温泉町から聴取した意見の概要

- (1) 駐車場の位置及び構造等について、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の内容を遵守するよう留意されたい。
- (2) 建築物や屋外広告物について、兵庫県「景観の形成等に関する条例」の規定に基づく景観形成基準に適合するよう努められたい。
- (3) 敷地内の積極的な修景緑化に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第 1 課

(2) 縦覧期間

平成28年10月25日から 1 月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年10月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市神爪四丁目180番3から180番5まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市米田町米田894番地の3  
タカミ建設株式会社 代表取締役 三 宅 芳 弘
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成28年6月29日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－7号（28高砂）

**教 育 委 員 会 公 告**

**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成28年10月25日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 渡 邊 保 幸

- 1 調達内容
  - (1) 業務件名及び数量  
実習船「但州丸」一般整備工事 一式
  - (2) 工事の内容及び仕様等  
総トン数358トンの実習船「但州丸」の一般整備工事  
仕様は入札説明書による。
  - (3) 履行期限  
平成28年3月17日（金）
  - (4) 履行場所  
実習船「但州丸」の定けい港（香住港）から270マイル以内の請負造船所
  - (5) 入札方法  
上記(1)の業務について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 平成23年4月1日以降に、国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等が所有する漁業に關す

る実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数350トン以上の船舶を対象とした、この公告に示した業務と同様の業務について、国、地方公共団体等と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

- (6) 総トン数358トン以上の船舶が入渠可能な乾ドック（乾船渠）を所有する者であること。

### 3 入札参加申込書の提出場所等

- (1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒669-6563 美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校 担当 井上

電話 (0796) 36-1181 F A X (0796) 36-1182

- (2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成28年10月25日（火）から同年11月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

- (3) 入札参加申込書の提出期限

この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書及び入札参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

平成28年10月26日（水）から同年11月8日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

- (4) 入札・開札の日時及び場所

平成28年12月5日（月）午後1時 兵庫県立香住高等学校 会議室

- (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年12月2日（金）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着のこと。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年12月1日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社等との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立香住高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す項目を履行できることを証明する書類を平成28年11月8日（火）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年12月中旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

ア 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第90条の規定に該当する入札及び申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

イ 入札時点において、前記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

ウ 入札保証保険の保険期間が、上記(5)イに規定する期間に満たない者のした入札は、無効とする。

エ 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

オ 入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

カ 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書に示す船舶の修繕等の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Yasuyuki Watanabe, Principal of Hyogo Prefectural Kasumi Senior High School

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Repair services of the fisheries training vessel ,TANSHU-MARU, 1 set

(3) Contract fulfillment period:

March 17, 2017

(4) Contract fulfillment place:

Dockyard near (270 N.M.) the Mother Port TANSHU-MARU (Kasumi Port)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 November 8, 2016

(6) Deadline for tender:

13:00 December 5, 2016 by direct delivery;

17:00 December 2, 2016 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Inoue, Administrative Office, Kasumi Senior High School

40-1 Yada, Kasumi-ku, Kami-cho, Mikata-gun, Hyogo 669-6563

TEL (0796)36-1181 FAX (0796)36-1182